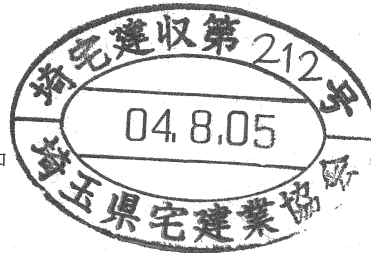
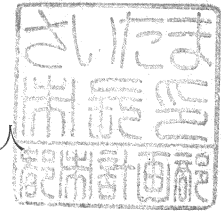


公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会 御中



さいたま市長 清水 勇人



さいたま市屋外広告物条例及び屋外広告物の安全対策について（通知）

日頃から、本市の屋外広告物行政に、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本市では、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外
広告物の適正化に向け、取り組んでおります。

さて、国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」（9月1日から9月10日まで）に
基づき、本市では、9月1ヶ月間を「令和4年度屋外広告物適正化キャンペーン」として
実施する予定です。

つきましては、キャンペーンの一環として、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及
啓発や屋外広告物に対する安全対策について、別紙のとおり送付します。

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多数発生しており、全国的に屋外広
告物の安全性の確保が重要になっています。同封いたしました啓発文を活用し、安全対策、
実効性のある点検の実施等に役立ていただければ幸いです。

今後とも屋外広告物条例等について御理解いただくとともに、適正な屋外広告物の掲出
に御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
まちなみ・景観係 山田、岡本

直 通 048-829-1409

FAX 048-829-1979

E-mail : toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市屋外広告物条例及び 屋外広告物の安全対策について

屋外広告物の掲出又は表示について

- 屋外広告物とは、建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板やはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。
- 屋外広告物を掲出又は表示するには、「さいたま市屋外広告物条例」によりルールが定められており、原則としてさいたま市長の許可が必要になります。

※一定の要件に該当する自家広告物など、許可が不要な場合もあります。

※屋外広告物が出せない禁止地域や禁止物件があります。

※街中に掲出が増えている電柱等へのはり紙やはり札等は、条例違反行為です。

⇒さいたま市ホームページ

(<https://www.city.saitama.jp/001/010/004/p030742.html>) を御参照下さい。

屋外広告物の管理・安全点検をしていますか？

- 広告物の表示者、設置者、管理者、所有者又は占有者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
- 許可を受ける広告物で上端の高さが地上4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者をおかなければなりません。
- 近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要となっています。
日常的な安全点検の実施や、専門業者に相談し、定期点検を実施してください。

⇒国土交通省ホームページにて掲載の「看板の安全管理ガイドブック」

(<http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>) を御参照下さい。

※御不明点等がある場合は、裏面記載の問い合わせ先まで御連絡下さい。

【許可に関する問い合わせ】

○屋外広告物の設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合
〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）
北部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL048-646-3178

○屋外広告物の設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合
〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）
南部都市計画事務所 都市計画指導課 TEL048-840-6178

【その他、屋外広告物条例に関する問い合わせ】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市局 都市計画部 都市計画課 TEL048-829-1409